第56号
昭和36年(1961)
7月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(6月末日現在)

世帯数	7,399
人口	38,166人
男	18,440人
女	19,726人

今月の市税

◇固定資産税　2期分
◇軽自車税　随時分
◇都市計画税　2期分
納期　7月31日

第五回 市議会定例会
追加更正予算など可決

○…第五回市議会（定例会）が、さる六月十二日市役所に招集され…○
○…会期を二十一日までの十日間ときめ、本会議三日間と休会中に…○
○…各常任委員会を開き会期一日間を残した二十日閉会しました。…○

今回提出された議案は、市長提出議案が八件、議員提出案件八件、請願八件、陳情二件であり、主な議案は一般会計予算追加更正と議長、副議長の辞職ともなう選挙、常任委員会委員選任などが主なものであり、それぞれ次のとおり可決されました。

なお、本会議の二日目（十九日）午後と三日目（二十日）の午前中に活発な一般質問がなされました。

〔市長提出〕
▽市税条例の一部改正について＝原案可決　▽一般会計歳入歳出追加更正予算について（第一号）＝原案可決　▽国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算について＝原案可決　▽一般会計歳入歳出追加更正予算について（第二号）＝原案可決

▽監査委員選任に関する同意を求めることについて＝同意　▽西谷診療所の設受について＝原案可決　▽一般会計歳入歳出追加予算について（第三号）＝原案可決　▽南中学校教育用教材教具購入について＝原案可決　▽一般会計歳入歳出追加予算について（第四号）＝原案可決

〔議会提出〕
▽副議長辞職について＝許可　▽議長選挙について＝選挙　▽常任委員会委員選任について＝選任　▽常任委員会委員長及び副委員長互選について＝互選　△臨時出納検査立会議員互選について＝互選　▽議会運営協議委員互選について＝互選　▽議会運営協議委員会委員長及び副委員長互選について＝互選　▽副議長選挙について＝選挙

その結果、議長には伊東養正氏、副議長には高橋忠作氏がそれぞれ当選ときまりました。

伊東議長

高橋副議長

議長・副議長改選
議長　伊東養正
副議長　高橋忠作

本市議会議長山井徳三長氏は、さる四月二十九日づけで議員を辞職、副議長大橋庸之助氏は、六月十二日づけで副議長の職を辞したい旨の願いが出があり即日許可され、後任議長、副議長の選挙が行なわれました。

夏の防犯運動にご協力を……!!
期間　七月一日～八月末まで

夏は解放的な生活環境と心身のゆるみなどからスキが多くなり、これにつけこんで暴力犯罪や性犯罪などをはじめいろいろの犯罪がおこりやすい時期です。

また、夏祭り、盆踊り、夕涼みなどは不良行為を誘うきっかけとなりやすいようです。このような犯罪の多発期に備えて県警察本部では、七月一日から八月三十一日までを一時期とし、犯罪防止期間として活発な防犯運動を実施することになりました。

ことに今回の運動目標には市内の青少年のご協力を望んでおります。

また、この期間中には、犯罪灯の増設と未登録自転車の一〇〇パーセント登録自転車点をおき、暗がりに起きやすい性犯罪や暴力犯罪の防止と自転車の盗難被害をなくすなど自転車の盗難被害をなくするようつとめることになりました。

夏期犯罪防止期間とは、青少年に対する街頭補導も考えられています。

議会選出監査委員選任

議会議員から選出の監査委員米山忠成氏（大字半蔵金）は、六月十二日辞職したため、市長は後任として大崎龍伍氏（大字吹谷）を選任、議会の同意を得てきました。

この監査委員は、市議会議員から一名と学識経験者一名とで構成されており、学識経験者として二国幸一郎氏（大字天下島）が在任されております。

臨時出納検査立会議員選任

栃尾市臨時出納検査立会議員が左記のとおりきまりました。

議会常任委員長・副委員長は互選

本市議会常任委員会委員の任期が、去る六月六日で任期が満了しましたので、新たに選任が行なわれました。その結果は次のとおりであります。

なお、各常任委員で正副委員長の互選を行ない、それぞれ委員長＝◎、副委員長＝○がきまりました。（敬称略）

総務文教常任委員会　八名
◎石田　寅一　○野沢喜之七
本田　新助　大島　勇吉
渡代　喜一　高橋　忠作
大崎　忠作　米山　忠成

建設農林常任委員会　八名
◎外山　典常　○斎藤　勇吉
倉茂善三郎　高林　幸平
帰山　明　吉原喜兵衛
藤俣　弘平　猪俣　弘男

厚生常任委員会　七名
◎大橋庸之助　○八木　金吾
中浜庄兵衛　大橋庸之助
渡辺　八七

議会運営協議委員会委員長・副委員長は互選

栃尾市内の交通量は年々増加し、交通事故の被害者は子供が最も多いということです。次のようなことは危険です。

一、交通事故防止
栃尾市内の交通量は年々増加し、交通事故の被害者は子供が最も多いということです。次のようなことは危険です。

一、一般道路
○小路から大通りに走り出る。
○道路上での遊びに気をとられ車を見ない。
○車にぶらさがる。
（学校教育課）

貫メモリ削除

昭和三十四年から計量単位がメートル法に統一され、従来の尺貫法を併用した計量器は本年だけで使用できなくなりました。

市では、八月中旬ごろ全市域にわたり計量器の定期検査を行ない年度内に貫メモリはかりをなくすことになりました。貫メモリ削除は集団で行うと安くなりますので、指定業者と相談うえ希望者には定期検査の会場で削除を行なうよう計画しておりますので市民のみなさんのご協力をお願いいたします（産業課）

造林者に補助金を
申込み八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込一回分と重復しないように願います。

一、県の造林補助金交付範囲
①一般造林
▽再造林、川材林伐採跡地に植えるもの
▽拡大造林、雑木を材つた跡又は草地、原野等に植えるもの
以上一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです。補植は該当しません。
②階段造林
いわゆる段切り（巾一・五メートル）森林です
（一団地三十アール（三反）以上で延長は問わないことです。

二、市単独造林補助金の交付範囲
県造林補助金の対象となならないものの内、二アール（二畝）以上の団地、植採用の苗木を市役所又は森林組合より購入したもの限り、杉一本につき三円以内まつ、からまつ一本につき二円以内を助成いたします

三、サラリーマンの奥さんへ
サラリーマンであるご主人、国民年金に任意加入するとはご承知のことと思いますが、もしご主人が、サラリーマンをやめ、または農業従事者になったとか、或は農業従事者であるご主人の奥さんも共に国民年金に加入しなければならないというような場合には、わたり計算の上、国民年金に任意加入しなければなりません。

1　夫婦の場合は相方とも国民年金以外の年金に関係しないときは、相方とも強制加入となりますから五十才までは任意加入となります。

2　独身の場合
他の年金に関係なければ強制加入となります。

四、年金の方法
年金に加入の届出をしてから、一カ月目に年金証書が手元に届きますから、年金証書などに加入されているときは任意加入することができます。

国民年金の新規加入届出を
二十才になったら

四月一日現在で、二十才をこえた五十才をこえないかたが当然に加入していただかなければならないかたについて、昨年十月から加入届の受け付けを行ってきましたが、その後、二十才に達し被保険者の資格を取得されたかたや、また勤め先を退職して家庭に入られたかたなどで新く国民年金へ加入を必要とする場合のあらましをお知らせいたします。

一、二十才に達した方へ
昭和十六年四月二日以降に生れた方は、はたちの誕生日の前日で二十才に達したことになり被保険者としての資格ができ、当然加入しなければなりません。ただし勤め先で厚生年金や共済組合に加入している場合は国民年金に加入することができないことになっています。

二、勤めをやめられた方へ
勤め先で、共済組合や厚生年金の被保険者や組合員であるかたが退職し、厚生年金等脱退しますと、脱退したときに二十才以上五十才未満であるとき、年金を賈う資格のある方を除いて、国民年金に当然加入しなければなりません。

ただし、妻（又は夫）が厚生年金などに加入されている場合は、当然（）加入となりますから五十才までは任意加入となります。

四、年金の方法
資格が得したその日から二十日以内に加入の届出をしなければなりません。

届出書などは、年金事務所に備えてあります。

公民館ニュース

公民館、商工会主催の〃七夕まつり〃が八月七日夜栃尾小学校グラウンド西側西谷川河畔でおこなわれます。

恒例のしかけ花火、とうろう流しも行われますから多数おいでください。

なお、この〃七夕まつり〃にちなみ俳句、短歌、川柳を募集しますから奮って応募してください。

応募規定
一、題　自由（なるべく七夕まつりおよび栃尾の産業に関係のあるもの）
二、一人各七首以内　市内現住者に限る
三、締切　七月二十八日
四、送り先　栃尾市公民館
五、選者　広沢真砂三先生外
六、入選発表　八月七日栃尾市公民館前に掲示
七、佳作以上の入選作品に賞品を贈る
八、応募者は住所、氏名を明記のこと
※キャンプ用天幕（四・五人用）が十二組そろいましたので多数ご利用ください。

夏休み中の子供達の生活指導にご協力を！

子供たちが待ちこがれている夏休みがやってきます。

子供たちに一カ月もの長い夏休みを、どのようにしたら夏にふさわしい生活のしかたを学ばせることができるでしょうか。それには、子供が自分で考え、自分から進んで、実行する生活態度を養うようにすることです。規則的な学校生活から解放された子供は進みぐあいに注意して励ましいきおい自由な時間がふえ自分の判断や、意志によって生活することが多くなります。

この機会をとらえて、できるだけ子供たちが自分で判断し、計画し、実行したり、反省するようにしむけ自主性や自律性を高めたいものです。

イ　家庭学習
①勉強は毎日続けてやらせること。
②一日の生活の中に、子供がいて規律正しい生活を重ねる慣をつけることが大切です。
③一日の学習時間の標準
低学年　三〇分前後　中学年　一時間前後　高学年　一時間
④勉強はやかましい朝のうちに行い、午後の方がよい。
⑤昼食、夕食をさせないこと。
⑥長時はさせる方がよい。
⑦運動は夕方に行なうこと。
⑧学校できめられた場所で泳ぐこと。
⑨学校できめられた期間と時間を守って泳ぐようにさせてください。とくに、正午から二時の間に最も事故が多いようです。

二、交通事故防止
栃尾市内の交通量は年々増加し、交通事故の被害者は子供が最も多いことです。次のようなことは危険です。
①小路から大通りに走り出る。
②遊路上での遊びに気をとられ車を見ない。
③車にぶらさがる。
④車にぶらさがる。
（学校教育課）

国民金融公庫貸出しのお知らせ

●申込〆切日
毎月五日・二十日
●申込場所
栃尾信用金庫、栃尾商工会、市蚕業課

解説
防火管理者
新しい消防施行令
防火管理者が必要

消防法の改正にともない新しい施行令が四月一日から適用されることになりました。

防火管理者
これによりますと学校、工場、病院、映画館、旅館、料理店、事務所、アパート共同住宅、公衆浴場などの建築物で五十人以上の人が出入りしたり、勤務、居住している場合は「防火対象物」に指定し、必ず一人の防火管理者をおき市長に届けなければなりません。

防火管理者の資格は、防火管理に関する講習を受けたものの、又は大学、短大で防災関係の学科をおさめ、卒業後一年以上管理の実務を経験したものおよび消防職員で主任以上を一年以上勤めたものなどであります。

なお、四月一日から一年間の改造を要する大がかりな設備は施行令の日から二年以内に設置しなければならない消火、警報、通報などの設備基準がこまかく定められております。これらは新築、増、改築の場合には適用されます。既設の建物には簡易消火器などと弾側射水管などの消防施設は、法に加入することができます。

消防用設備
防火対象物の大きさや築い方などは、法に加入することができます。

三、サラリーマンの奥さんへ
サラリーマンであるご主人、国民年金に任意加入するとはご承知のことと思いますが、もしご主人が、サラリーマンをやめ、または農業従事者になったとか、或は農業従事者であるご主人の奥さんも共に国民年金に加入しなければならないというような場合には、わたり計算の上、国民年金に任意加入しなければなりません。

1　夫婦の場合は相方とも国民年金以外の年金に関係しないときは、相方とも強制加入となりますから五十才までは任意加入となります。

2　独身の場合
他の年金に関係なければ強制加入となります。

四、年金の方法
資格が得したその日から二十日以内に加入の届出をしなければなりません。

届出書などは、年金事務所に備えてあります。

造林者に補助金を
申込み八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込一回分と重復しないように願います。

一、県の造林補助金交付範囲
①一般造林
▽再造林、川材林伐採跡地に植えるもの
▽拡大造林、雑木を材つた跡又は草地、原野等に植えるもの
以上一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです。補植は該当しません。
②階段造林
いわゆる段切り（巾一・五メートル）森林です
（一団地三十アール（三反）以上で延長は問わないことです。

二、市単独造林補助金の交付範囲
県造林補助金の対象となならないものの内、二アール（二畝）以上の団地、植採用の苗木を市役所又は森林組合より購入したもの限り、杉一本につき三円以内まつ、からまつ一本につき二円以内を助成いたします

三、申込期限
八月十五日まで各区長さんへ

三陸大火へ見舞金

六月十九日栃尾高等学校生徒会（代表山口正二）から三陸大災害地へ送ってくださいと、見舞金千四百五十二円見舞品一包（衣類約三十点）が福祉事務所へ寄せられました。真心のこもった見舞金品を少しでも早くとさつそく日本赤十字支部を通じて災害地へ送りました。

社会福祉に寄付
（六月二十一日現在）
▽布施辰三郎（小貫）さんから　千円
▽栃尾高校一年二組（代表鈴木忠雄）から　四百五十円

税務署からお知らせ
所得税の予定納税を

昭和三十六年分所得税の予定納税の時期（七月三十一日限り）がまいりました。

予定納税を必要とされるかたは、すでにご準備中のことと存じますが、すでに通知済の「予定納税額の通知書」に記載されてある第一期分の納税額を七月三十一日までに納めていただくことになっております。

ぜひ、期限内に納税されますようご協力願います。

衛生行事メモ

X線撮影
十日　一・三〇～三
十一日　一～一〇　田之口公民館
十一日　一～一〇　西谷小
十二日　一～一〇　森上小
十三日　一～一〇　半蔵金小
十三日　一～一〇　田代分校
十三日　一～一〇　沢分校
十四日　一～一〇　比礼作業所
十七日　一～一〇　二之目小
十八日　一～三〇　釜井小
十九日　一～三〇　栃尾小
二十日　一～三〇　荷頃小
二十一日　一～一〇　荷頃小
二十二日　一～一〇　荷頃小
十三日　一・三～三　栃尾小
（注）昭和三十三年四月一日から三十六年三月三十一日の未接種者、全市の該当者第二回目接種。

百日咳・ジフテリア混合接種
二十五日　一・三～三　入東谷公民館
二十六日　一・三～三　中野俣小
二十七日　一・三～三　西谷小
二十八日　一・三～三　半蔵金小

小児マヒ生ワクチンの投与説明会開催
多数あいでください

新聞、ラジオ、テレビ等でご存じの小児マヒ予防のため、国の方針で最流行期の八月にそなえて生ワクチンを投与することになりました。

栃尾市では、七月二十日頃から実施の予定であります。

対象者は七月二十日現在で生後九十日以上小学校六年生までの希望者で料金は無料です。なお、実施の日時及び場所については、きまり次第おしらせいたします。

すでにソーク・ワクチンの予防注射をしたり、又はこれから伝染病予防法によって注射をされる人でも希望者全員生ワクチンの投与を受けられるよう御願います。

保健所と市役所では次の日程により小児マヒを中心とした夏の健康と衛生についての説明懇談会を催しますから、多数御参会くださるようお願いします。

▽七月三日午後八時　栃尾小
▽七月五日午後二時　荷頃小
〃　〃　午後八時　西谷小
▽七月七日午後二時　南中第二
〃　〃　午後八時　東谷小
▽七月八日午後二時　上堰小
〃　〃　午後八時　櫻出小
▽七月九日午後二時　中野俣小
〃　〃　午後八時　半蔵金小

▽出席予定者△
保健所　山田子防課長
〃　張戸技師
市役所　大久保保健衛生課長
〃　大崎衛生係長

▽スライド上映△
「小児マヒとから守ろう」
その他

「私たちの貯蓄実践例」募集

貯蓄増強中央委員会、地方貯蓄増強委員会では広く一般から「私たちの貯蓄実践例」を募集いたしますから、ふるって応募してください。

一、題　私たちの貯蓄実践例

①　内容は、地区の概況、貯蓄し始めた動機ならびに経過、現状と今後の計画、活動の成果、今後の計画、その他生活改善、貯蓄源、貯蓄の方法など。②　字数は制限ありません。

③　応募者の住所・職業・氏名・年令を附記すること

二、締切　七月三十一日

三、賞品　特選（一篇）二万円、佳作（数篇）二千円　なお、応募者全員に記念品を贈る。

四、発表　九月上旬賞金の発送をもって発表にかえます。

五、送り先　新潟市蓄居町三四　日本銀行新潟支店内、新潟県貯蓄推進委員会

（昭和32年2月20日第三種郵便物認可）

農薬による事故防止
「テップ」特定毒物に指定さる

農家では、稲作をはじめ農作物の病害虫防除のためいろいろの農薬を盛んに使われます。農薬の大部分はその毒性のつよさから、毒物又は劇物に指定されてその取扱いは毒物及び劇物取締法によって規制されています。

栃尾市についての間、農薬による自殺事故がありました原因はもちろん別にあったようですが、農薬の保管が適当でなかったことも一因と見られます。農薬による事故を防ぐため次のことを守りましょう。

一、農薬は必ず印鑑をもって買い行きましょう。

二、必要量以上の買い貯めはやめましょう。

三、老人や子供が誤って使ったり、手を触れたりすることのないように気をつけましょう。

四、空箱等を利用して雑の かかる農薬箱を作り農薬は必ずその中にしまいましょう。

五、農薬の使用方法については、農協、薬局からよく教えてもらいましょう。

農薬「テップ」も特定毒物に指定
ブドウ病殺人事件でその毒性のつよさが今更ながらに知られた農薬テップが今度特定毒物に指定されました。（栃尾保健所）

公民館ニュース

公民館、商工会主催の〃七夕まつり〃が八月七日夜栃尾小学校グラウンド西側西谷川河畔でおこなわれます。

恒例のしかけ花火、とうろう流しも行われますから多数おいでください。

なお、この〃七夕まつり〃にちなみ俳句、短歌、川柳を募集しますから奮って応募してください。

応募規定
一、題　自由（なるべく七夕まつりおよび栃尾の産業に関係のあるもの）
二、一人各七首以内　市内現住者に限る
三、締切　七月二十八日
四、送り先　栃尾市公民館
五、選者　広沢真砂三先生外
六、入選発表　八月七日栃尾市公民館前に掲示
七、佳作以上の入選作品に賞品を贈る
八、応募者は住所、氏名を明記のこと
※キャンプ用天幕（四・五人用）が十二組そろいましたので多数ご利用ください。

国民年金の新規加入は
二十才になったら届出を

四月一日現在で、二十才をこえた五十才をこえないかたが当然に加入していただかなければならないかたについて、昨年十月から加入届の受け付けを行ってきましたが、その後、二十才に達し被保険者の資格を取得されたかたや、また勤め先を退職して家庭に入られたかたなどで新く国民年金へ加入を必要とする場合のあらましをお知らせいたします。

一、二十才に達した方へ
昭和十六年四月二日以降に生れた方は、はたちの誕生日の前日で二十才に達したことになり被保険者としての資格ができ、当然加入しなければなりません。ただし勤め先で厚生年金や共済組合に加入している場合は国民年金に加入することができないことになっています。

二、勤めをやめられた方へ
勤め先で、共済組合や厚生年金の被保険者や組合員であるかたが退職し、厚生年金等脱退しますと、脱退したときに二十才以上五十才未満であるとき、年金を賈う資格のある方を除いて、国民年金に当然加入しなければなりません。

ただし、妻（又は夫）が厚生年金などに加入されている場合は、当然（）加入となりますから五十才までは任意加入となります。

四、年金の方法
資格が得したその日から二十日以内に加入の届出をしなければなりません。

届出書などは、年金事務所に備えてあります。

造林者に補助金を
申込み八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込一回分と重復しないように願います。

一、県の造林補助金交付範囲
①一般造林
▽再造林、川材林伐採跡地に植えるもの
▽拡大造林、雑木を材つた跡又は草地、原野等に植えるもの
以上一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです。補植は該当しません。
②階段造林
いわゆる段切り（巾一・五メートル）森林です
（一団地三十アール（三反）以上で延長は問わないことです。

二、市単独造林補助金の交付範囲
県造林補助金の対象となならないものの内、二アール（二畝）以上の団地、植採用の苗木を市役所又は森林組合より購入したもの限り、杉一本につき三円以内まつ、からまつ一本につき二円以内を助成いたします

三、申込期限
八月十五日まで各区長さんへ

三陸大火へ見舞金

六月十九日栃尾高等学校生徒会（代表山口正二）から三陸大災害地へ送ってくださいと、見舞金千四百五十二円見舞品一包（衣類約三十点）が福祉事務所へ寄せられました。真心のこもった見舞金品を少しでも早くとさつそく日本赤十字支部を通じて災害地へ送りました。

社会福祉に寄付
（六月二十一日現在）
▽布施辰三郎（小貫）さんから　千円
▽栃尾高校一年二組（代表鈴木忠雄）から　四百五十円

税務署からお知らせ
所得税の予定納税を

昭和三十六年分所得税の予定納税の時期（七月三十一日限り）がまいりました。

予定納税を必要とされるかたは、すでにご準備中のことと存じますが、すでに通知済の「予定納税額の通知書」に記載されてある第一期分の納税額を七月三十一日までに納めていただくことになっております。

ぜひ、期限内に納税されますようご協力願います。

衛生行事メモ

X線撮影
十日　一・三～三　田之口公民館
十一日　一～一～三　西谷小
十一日　一～一～三　森上小
十二日　一～一～三　半蔵金小
十三日　一～一～三　田代分校
十三日　一～一～三　沢分校
十四日　一～一～三　比礼作業所
十七日　一～一～三　二之目小
十八日　一～三～三　釜井小
十九日　一～三～三　栃尾小
二十日　一～三～三　荷頃小
二十一日　一～一～三　荷頃小
二十二日　一～一～三　荷頃小
十三日　一・三～三　栃尾小
（注）昭和三十三年四月一日から三十六年三月三十一日の未接種者、全市の該当者第二回目接種。

百日咳・ジフテリア混合接種
二十五日　一・三～三　入東谷公民館
二十六日　一・三～三　中野俣小
二十七日　一・三～三　西谷小
二十八日　一・三～三　半蔵金小